

鹿島市 ファミリー・サポート・センター 利用の手引き



鹿島市ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての手伝いができる人（援助会員）が会員となり、地域で子育ての助け合いを行う、子育て相互援助事業です。

会員の要件

≪依頼会員≫

1. 市内にお住まい、または勤務されている方で、子育ての援助をしてほしい方
2. 概ね生後4ヶ月～小学生のお子さんをお持ちの方
※事前にセンターで説明を受けていただきます
※一度登録しますと、子どもさんが小学校6年生まで継続可能です

≪援助会員≫

3. 鹿島市内で援助ができる方
4. センターの講習会を受講し、この事業の趣旨を理解して、熱意を持って活動していただける方

援助活動の内容

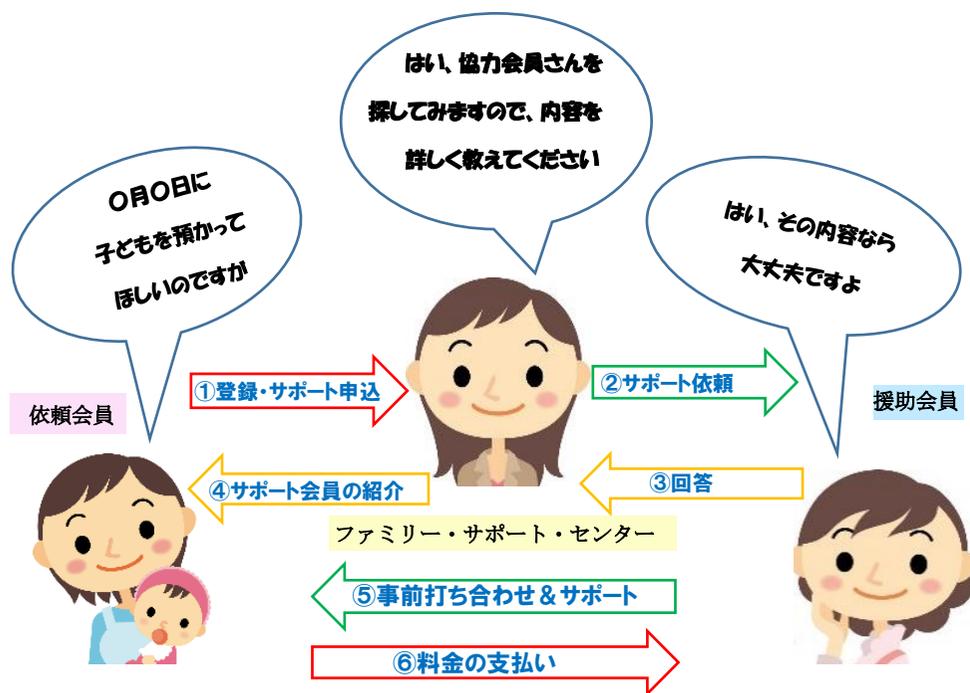
ファミリー・サポート・センターで行う援助活動は、子どもへの急な対応を補うための援助です。補助的な援助で短時間のものに限りです。

1. 「リフレッシュしたい！」ときの預かり
2. 買い物等外出の預かり
3. 冠婚葬祭・通院などの一時的な預かり
4. 他の子どもの学校行事の際の預かり
5. 保育施設、小学校等の時間外の預かり、送迎
6. 習い事等の送迎
7. その他、会員のためにセンターが必要と認めた援助

注1 ★子どもを預かる場合は、原則として、子育て支援センターひろば
内で行いますが、会員双方の合意があればそれぞれの自宅や、
依頼会員が指定する場所で行うこともできます。

注2 ★援助活動は、お互いの合意と信頼のもとに成立するもので、場合
によっては、援助会員を紹介できない場合があります。

活動のながれ・しくみ



1. 依頼会員に登録後、援助が必要になった際、できるだけ早めに申し込みを行います。(原則として3日前までに。緊急の場合はご相談ください。)
2. アドバイザーは、援助会員に連絡し条件があう援助会員を探します。
3. 援助会員が決まり次第、アドバイザーは依頼会員に連絡します。
4. 援助会員と依頼会員は「事前打ち合わせ書」にしたがって十分な打ち合わせを子育て支援センターにおいてアドバイザー立会いで行い、お互いを知り、理解し合い、子どもが安心して過ごせるよう協力してください。
5. 依頼会員は、援助活動ごとに報酬金額を援助会員に支払います。援助会員は、援助活動報告書に活動を記入し、依頼会員の確認印と署名をもらいます。
6. 援助活動報告書は、翌月10日までにセンター事務局に提出します。

×.....モ

依頼会員・援助会員の約束

《会員共通の約束》

1. お互いのプライバシーは守りましょう。援助活動の中で知り得た家族の事情等については、他人にもらしてはいけません。退会後も同様です。
2. センターへの連絡なしに、会員同士での援助活動は行わないでください。（補償保険の適用はできません。）
3. 事前打ち合わせは必ず行ってください。
4. 約束の時間は必ず守りましょう。
5. 同時に、複数の援助活動はできません。
6. 報酬は、必ず支払って（受け取って）ください。
7. 援助活動中の貴重品の管理に関する会員間のトラブルは、センターでは責任を負いかねます。
8. 登録情報に変更があった場合は、事務局へ変更届を提出してください。
9. 退会する時は、届出とともに会員証を返却してください。
10. センター（事業）の趣旨を理解し、決まりを守りましょう。ふさわしくない行為があった場合は、退会をお願いすることがあります。

《依頼会員の約束》

11. 依頼した援助内容以外の活動はお願いしないでください。会員同士の助け合いですから、過度の期待や負担を求めることはやめましょう。
12. 病時の預かりはできません。お子さんの当日の健康状態をしっかりと確認しましょう。
13. おやつ、食事（ミルク等）、衣服（着替えやおむつ等）など必要なものは用意してください。

《援助会員の約束》

14. 援助活動中は常に子どもの安全を確認してください。
15. 援助活動中は必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要があるときに、提示してください。
16. こんなときは、できるだけ速やかにセンターへ連絡をお願いします。
 - ◇予定変更（時間・キャンセル）の連絡を依頼会員から受けたとき
 - ◇事故が発生したとき
 - ◇援助活動中に子どもの異常を認めたとき、
17. 援助活動後は、その都度センターへ連絡し、その後活動報告書を作成し、提出してください。（翌月10日まで）

《送迎についての約束》

1. 規定に伴い誓約書の提出をお願いします。（依頼・援助会員）
2. 援助会員は、自家用車使用許可申請書の提出をお願いします。有効期限1年とします。
3. 鹿島市内のみの送迎です。
4. 事前面談（保育所や塾など子どもの送迎に必要な面談も同時に行います）
5. ジュニアシート・チャイルドシートの有無を事前打ち合わせで確認し、無の場合はセンターで貸し出しを行います。
6. 送り迎えの時間が空く場合カウントを2回とし、料金は別々に計算します。
7. 30分に満たない利用でも1時間の料金となります。
8. 同一世帯の子どもを複数預かる場合は2人目から基本利用料の半額となります。

休業日について

年末年始（12/29～1/3）かたらい休館日（年間4日）

報酬について

1. 依頼会員は、下記の区分に応じた報酬を援助会員に支払います。

【 利用時間と利用料 】

月曜～金曜日	基本利用料	助成後
午前9時～午後5時	700円	500円
午前7時～午前9時	800円	
午後5時～午後9時		
土、日、祝日	基本利用料	助成後
午前9時～午後5時	800円	600円
午前7時～午前9時	900円	
午後5時～午後9時		

※ 市から助成金あり、依頼会員は平日1時間500円、土、日、祝日1時間600円で利用できます。

2. 援助活動の時間について

- ◇援助活動の時間は、原則として7時～21時です。
- ◇援助会員の自宅で預かる場合、援助会員の自宅に子どもを預けた時間から依頼会員が迎えに来た時間までになります。
- ◇送迎や、子育てひろばなどに援助会員が出向いて援助を行う場合は、援助活動の時間のみを算定し、移動時間等は含みません。

3. 援助活動時間の計算方法

- ◇最初の1時間までは、それに満たない時間でも1時間とします。
- ◇援助活動時間が1時間を越えて30分までは、基本利用料の半額、30分を超えて1時間未満は1時間とみなします。
- ◇料金の違う時間帯をまたいだ場合の1時間は、長い割合の料金区分での計算をお願いします。

4. 報酬の支払い

- ◇援助活動ごとに、現金をお支払いください。お釣りのないように、ご準備ください。
- ◇タクシー利用時、活動中の実費は報酬とは別に必要です。事前に料金確認をお願いします。

5. キャンセル料

- ◇援助活動の前日（17：00まで）及び悪天候・災害時の場合のキャンセルは無料とします。
- ◇援助活動の当日・・・予定された報酬（基本利用料）の半額
- ◇無断の取り消し・・・予定された報酬（基本利用料）の全額
- ◇援助会員の都合によるキャンセルの場合、センターは早急に代替りの会員を探しますが、援助ができない場合があります。

その他

1. 長時間や宿泊を伴う援助は、「ショートステイ」・「トワイライトステイ」等をご利用ください。
2. 病児の預かりは、「病児・病後児保育」をご利用ください。
※詳しくは福祉課（TEL63-2119）へお問い合わせください。

補償保険制度について

会員になると、自動的に下欄の「地域子育て支援事業補償保険」に加入することになります。保険料は当センターが負担します。

保険の種類	保険金の内容	種 類	補償金額
援助会員 傷害保険	援助会員が、センターの調整による援助中や、送迎の往復途上（通常経路に限る）に、急激かつ偶然の外来の事故により傷害を被った時に補償されます。	死亡	500万
		後遺障害	20～500万
		入院一日	3,000円
		通院一日	2,000円
		手術保険金	3,000円 ×所定倍率
依頼 （子ども） 会員 傷害保険	依頼会員や依頼会員の子どもが、センターの調整による援助中に、急激かつ偶然の外来の事故により傷害を被った時に、援助会員の過失の有無にかかわらず補償されます。	死亡	300万
		後遺障害	12～300万
		入院一日	3,000円
		通院一日	2,000円
		手術保険金	3,000円 ×所定倍率
賠償責任 保険	会員が、援助中の監督ミス等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償が生じた場合に、負担する賠償金などを補償します。	対人・対物	2億円
		初期対応費用	1,000万円
		訴訟対応費用	1,000万円
		現金盗難	10万円

【鹿島市ファミリー・サポート・センター】

住 所 〒849-1311
鹿島市大字高津原 4326-1
鹿島市民交流プラザ 「かたらい」4階
鹿島市子育て支援センター内

TEL 0954-63-0874 (FAX 63-0874)

受付時間 9:00～17:00

休館日 火曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
かたらい休館日(年間4日)

※センター閉館時は、留守番電話で対応します。
必要事項の伝言をお願いします。
また、緊急連絡先として下記で対応します。
火曜日 (市役所 福祉課 0954-63-2119)
祝日・年末年始・かたらい休館日
(市役所 守衛室 0954-63-2111)

